

平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

## 準備書面（6）

平成18年5月24日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



頭書の事件につき、原告ら準備書面(4)に対する反論をするにあたり、被告は原告らに対し、下記の釈明を求める。

### 求釈明

- 1 原告らが「原告準備書面(4)」7頁で指摘する細胞外液とは、イネ体内のどの部分に存在し、その成分はどのようなもので、そのイオン濃度はどの程度であり（濃度検出方法を含む）、当該細胞外液はイネ体内においてどのような役割を持ち、どのような機能を果たしているのか。
- 2 金属イオンに関し、乙18黒田意見書添付引用文献1のどの部分に当該説明があるのか。また、細胞外液のイオン濃度を導管液や師管液と同じと考える根拠は何か。
- 3 細胞外液中の金属イオンは、常時、強固に細胞壁とイオン的に結合しているのか否か。当該金属イオンが常時結合しているとすればあらゆるタンパク質は細胞壁と結合する余地がないと主張するのか。

以上